

奈良県教育委員会告示第十号

次の奈良県指定有形文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）第二十七条第一項の規定により、平成二十四年九月六日付け文部科学省告示第二百二十七号で重要文化財に指定されたので、奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第五条第三項の規定により、同物件の県指定は同日付けで解除された。

平成二十四年十月二日

奈良県教育委員会委員長 平 田 静 太 朗

名 称	員 数	所有者（住所）	所 在 地	県指定告示年月日
木造弥勒仏坐像	一 軀	弥勒寺（大和高田市土庫二丁目八番一三号）	大和高田市土庫二丁目八番一三号	平成二十二年三月三十日